（別添４）

写

29消安第1505号
29生畜第274号
平成29年６月７日

（改正　30消安第2276号
30生畜第636号
平成30年７月20日）

飼料輸出入協議会理事長
全国飼料輸入協議会会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
協同組合日本飼料工業会会長
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
日本養鶏農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
全国精麦工業協同組合連合会会長
全国飼料卸協同組合理事長
殿

（農林水産省）消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局畜産部飼料課長

輸入飼料に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害への対応について

輸入飼料に含まれるクロピラリドが原因と疑われる生育障害の発生事例が散見されたことから、農林水産省では徹底した対応を行うため、「牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成28年12月27日付け関係課長通知(注)（平成29年６月７日一部改正）。以下「７課長連名通知」という。）を発出したところです。

その後、平成28年度に引き続き、輸入飼料及び堆肥中に含まれるクロピラリド濃度の調査を行ったところ、

１　輸入飼料については、粗飼料でごく低濃度のものが大部分を占める一方、一部に高濃度のものが認められており、濃厚飼料のうち穀類についても同様の傾向にあるが、特に、小麦ふすま及び大麦ぬかについて濃度が高い傾向

２　堆肥については、家畜の種類及び用途（肥育牛、乳用牛等）によって、給与している飼料の違いから異なる傾向があり、小麦ふすま又は大麦ぬかを多給する肥育牛の排せつ物に由来する堆肥は、他の畜種の排せつ物に由来する堆肥に比べて濃度が高い傾向

という結果が得られました（別添１）。

これまでの各県からの報告においては、クロピラリドが原因と疑われる生育障害は、主に牛の排せつ物に由来する堆肥（一部、馬の排せつ物に由来する堆肥）

を施用した育苗中のポット栽培や施設栽培において発生しています。一方、豚又は鶏の排せつ物のみに由来する堆肥からもクロピラリドは検出されていますが、これまでのところ、これらの施用による生育障害の発生は報告されていません（別添２）。

また、平成29年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業の緊急対応研究課題「クロピラリドの家畜体内や堆肥化過程での動態解明及びクロピラリドによる作物被害を軽減するための研究開発」を行った結果、計30品目の野菜、花きにおいて、クロピラリドによる生育障害が生じる土壌中の濃度が明らかとなりました（別添３）。

これらの新たな知見や状況を踏まえて、クロピラリドによる園芸作物等（豆類及びマメ科牧草を含む。以下同じ。）の生育障害の発生を防止するため、今般、農林水産省では、７課長連名通知の一部を改正し、都道府県を通じて、畜産農家、堆肥製造・販売業者、培土製造・販売業者、園芸農家・育苗業者等における取組について周知したところです（別添４）。

以上に鑑み、貴会※におかれましては、下記について対応いただきますよう会員に対し周知徹底をお願いいたします。

記

１　輸入飼料中のクロピラリド濃度の低減を図るため、輸入飼料（輸入された粗飼料、穀類及びこれらが加工されたもの（マメ科のもの等クロピラリドに感受性があるものを除く。）であって、家畜（牛、馬、豚及び鶏をいう。以下同じ。）に飼料として給与されるものをいう。以下同じ。）について、クロピラリドの使用状況を把握し、必要に応じて残留農薬分析を行うなど、引き続き、合理的に達成可能な範囲で可能な限りクロピラリド濃度の低減に努めること。

２　「輸入飼料を給与した家畜の排せつ物に由来する堆肥には、クロピラリドが含まれている可能性があり、特に小麦ふすま又は大麦ぬかを多給する肥育牛等の排せつ物を多く含む堆肥には、高い濃度でクロピラリドが含まれている可能性がある。特に、トマト等のナス科、スイートピー等のマメ科、キク等のキク科の作物等、クロピラリドによる生育障害が発生しやすい作物をポットや施設で栽培する場合は留意する必要があること。」を旨とする情報を、輸入飼料及びこれらを原料とする飼料の販売先及び牛又は馬を飼養する農家等に周知すること。

なお、周知に当たっては、別添５のパンフレットを適宜御活用願いたい。

３　１及び２についての会員の取組状況について、別紙の調査票により平成30年８月24日(金)までに農林水産省生産局飼料課需給対策第１班（メールアドレス：shiryou_zousan@maff.go.jp 又はFAX:03-3502-8294）に御報告願います。

（注）平成28年12月27日付け28消安第4228号消費・安全局農産安全管理課長、28消安第4230号畜水産安全管理課長、28生産第1606号生産局園芸作物課長、28生産第1607号技術普及課長、28生産第1602号農業環境対策課長、28生畜第1121号畜産部畜産振興課長、28生畜第1120号飼料課長連名通知

（※）全国飼料卸協同組合理事長宛は貴組合とする。

（別添１～５は添付省略）

（別紙）

クロピラリドによる生育障害の発生防止に関する取組状況調査票

団体名：

1　クロピラリド濃度低減のための取組状況

会員名等	取組内容
（例）○○株式会社	引き続き、輸入牧草のモニタリング検査を実施することとした。
（例）△△株式会社	輸入穀物のうち麦類について、クロピラリドの残留農薬分析の調査点数を増加することとした。

2　輸入飼料を給与した家畜の排せつ物に由来する堆肥に係る留意事項についての周知状況

会員名等	取組内容
（例）△△株式会社	パンフレットにより園芸農家等においては家畜の排せつ物に由来する堆肥の施肥に際し留意が必要なことについて、販売先に周知した。
（例）○○株式会社	顧客向けメールマガジンに、園芸農家等においては家畜排せつ物由来堆肥の施肥に際し留意が必要なことや、農水省のＨＰのアドレスを掲載し、販売先に周知した。

30消 安 第 2276号
30生 畜 第 636号
平成30年 7 月20日

各地方農政局　消費・安全部長
　　生産部長
北海道農政事務所消費・安全部長
　　生産経営産業部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
殿

※1（農林水産省）消費・安全局畜水産安全管理課長
生 産 局 畜 産 部 飼 料 課 長

輸入飼料に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害への対応について

このことについて、別添のとおり飼料関係団体に通知したので、※2貴局管内の都道府県に対し、管内の飼料製造業者及び販売業者に周知するよう依頼願いたい。

また、周知の状況について、別途報告を依頼する予定としているので、申し添える。

※１　内閣府沖縄総合事務局宛てには、括弧書きを付す。
※２　北海道農政事務所宛てには、「貴所管内の都道府県」を「貴所管内」とする。